京都市教育長訓令甲第5号

事務局

学 校

幼稚園

教育機関

学校職員の辞令文例の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

京都市教育長 在田正秀

別記第1 (一般職に属する職員)の項第1号中「に臨時的に任用する。」を「(根拠法令)により(職名)に臨時的に任用する。)(地方公務員法第22条第2項に基づく臨時的任用にあっては、根拠法令の記入を要しない。」に改め、同項中第53号を第55号とし、第38号から第52号までを2号ずつ繰り下げ、同項第37号中「(府費負担教職員にあっては、職員の定年等に関する条例の該当規定とする。以下根拠規定として京都市職員の定年等に関する条例の規定を掲げる場合について同じ。)」を削り、同号を同項第39号とし、同項中第36号を第38号とし、第20号から第35号までを2号ずつ繰り下げ、同項第19号中「(府費負担教職員にあっては、「給料」とする。)」を削り、同号を同項第21号とし、同項第5号から同項第18号までを2号ずつ繰り下げ、同項第4号の次に次の2号を加える。

(5) 併任の場合

(職名) に併任を命ずる。

(ただし、併任期間は○年○月○日までとする。(期間を定めた併任の場合のみ)) 京都市立○○学校(幼稚園)(/全日制/定時制/○○分校/)勤務を命ずる。

(6) 併任を解除する場合

(職名)の併任を免ずる。

附則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)